

○新型コロナウイルス感染症の感染者（自宅療養者）の療養期間

自宅療養者の療養期間

症状	これまで	9/7から
あり	症状軽快後72時間経過 10日間	症状軽快後24時間経過 7日間
なし	7日間	5日目検査で陰性確認 5日間 検査しない場合は7日間

▶有症状者は**10日間**、無症状者は**7日間**が経過するまでは、**検温**、**高齢者等との接触**や**会食**を避ける、**マスクの着用**など、**感染予防行動**を徹底

※現に入院している場合と高齢者施設等の入所者は、変更無し（発症日から10日間、かつ症状軽快後72時間経過）

○濃厚接触者の待機期間 ※同居家族は基本的に濃厚接触者

濃厚接触者の待機期間

① 同居世帯での対応

症状がないことが前提

感染者の発症日（無症状の場合は、検体採取日）
 または
 住居内で感染対策を講じた日
 のいずれか遅い日の翌日から
5日間

※ ただし、2日目・3日目の検査により陰性確認ができれば、3日目で待機解除することも可

※7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認やハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等避け、マスクを着用する等の感染対策をお願いします。

※学校において、濃厚接触者が検査により3日目で待機解除できるのは、入学試験等の事情がある場合に限りです。（【帯広市立学校】新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等対応手順 P3）